

## 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)について

## I 家庭的養護の現状

	養育家庭 (里親)	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)		グループホーム事業		
		里親(養育家庭移行)型ホーム 国は家庭養護として定義	法人設置型ホーム	施設分園型グループホーム	地域小規模型グループホーム	小規模グループケア 地域型ホーム
事業開始	[都] 昭和48年度	[都] 昭和60年度~本格実施 [国] 平成21年4月法制度化	[国] 平成21年4月法制度化	昭和60年4月	平成12年10月 (国制度)	平成16年4月 (国制度)
事業根拠・運営基準	○児童福祉法第27条第1項第3号 ○児童福祉法施行細則第36条の40から47 ○[都] 東京都児童福祉法施行細則第13条から17条の1	○社会福祉法第2条3項第2号(第二種社会福祉事業) ○児童福祉法第6条の3第8項、34条の4第1項 ○児童福祉法施行細則第1条の9から31、36条の31から32 ○[都] 東京都児童福祉法施行細則第17条の9(昭和41年10月01日 規則第169号)		○社会福祉法第2条の2第2項(第一種社会福祉事業) ※児童養護施設 ○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生省令第88号) ○[都] 東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年3月20日条例第43号)		
	社会的養護施設運営指針及び里親及びファミリーホーム養育指針について(雇発第0329号平成24年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)					
	里親が行う養育に関する最低基準(平成十四年厚生労働省令第百十六号) 東京都里親認定基準	[国] 「小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)実施要綱」 (雇発第0331011号平成21年3月31日) [都] 「東京都ファミリーホーム事業(小規模住居型児童養育事業)設置・運営基準」 (21福保子育第2336号平成21年3月23日)		[都] 東京都養護児童グループホーム事業実施要綱		
				[国] 地域小規模児童養護施設 設置運営要綱	[国] 児童養護施設等における 小規模グループケア実施要綱	
事業主体	養育家庭(里親)		東京都で乳児院、児童養護施設、自立援助ホーム、又はファミリーホーム事業を3年以上設置・運営した法人で都が適当と認める法人	本体施設を運営する社会福祉法人等		
児童定員(委託数)	1名~4名	5人又は6人		(本園定員のうち) おおむね6名	(本園定員とは別に) 6名	(本園定員のうち) おおむね6名
指定(認定)条件	○東京都里親認定基準 ・基本要件 ・家庭及び構成員の状況 ・家庭家屋及び居住地の状況	○主たる養育者は、当該ファミリーホームに生活の拠点を置く ○4室24畳以上の居室、児童が相互に交流が図れる居室のほか必要な部屋・設備の確保 ○現に、都の養育家庭として4人の児童を受託している		○グループホームは、本体施設から独立した家屋であり、本体施設を運営している法人の所有家屋又は借家 ○居間、食堂等入所している子供が相互交流することができる場所を有しなければならない ○居室面積等の基準は、児童養護施設に準ずる		
職員体制	○25歳以上65歳未満の夫婦 ※配偶者がいない場合は、資格を持つ主たる養育者と、養育者を補助できる20歳以上の同居家族	○二人の養育者(一の家族を構成している)と一以上の補助者 ※養育にふさわしい家庭環境が確保される場合は、一人の養育者と二人以上の補助者		○グループホームに従事する職員は、原則として男女各1名の専任職員(児童指導員又は保育士の有資格者)及び日中業務における補助職員等(非常勤可)を配置するほか、必要に応じてその他職員(非常勤可)を置く※一般的には交代制直勤務(通勤制)		
勤務形態等	主たる養育者(里親)の自宅で養育(賃貸可)		主たる養育者は設置者が用意した居宅に生活の本拠を置く(交代制在宅勤務)	主に、設置者が用意したグループホーム居宅へ通勤(交代制直勤務等)		
労基法適用	労基法適用外			労基法適用		
賃貸家屋への家賃助成	なし		あり(上限27万円 ※うち国基準10万円)			
設置数(H26.01.01現在) ※養育家庭は、H25.12.31	登録家庭数(457家庭) 委託家庭数(261家庭) 委託児童数(345名)	ホーム数(12ホーム) 児童定員(72名)	ホーム数(2ホーム) 児童定員(12名)	ホーム数(57ホーム) 児童定員(346名)	ホーム数(59ホーム) 児童定員(354名)	ホーム数(15ホーム) 児童定員(90名)

## II ファミリーホームの課題

## 1 児童養護施設長アンケートより(調査対象53施設・有効回答46施設)

## (1) 事業者型ファミリーホームを実施した場合の効果について

大きい・やや大きい	普通・やや小さい・小さい
23施設(50%)	23施設(50%)

## (2) 今後のファミリーホーム開設の意向について

新規開設したい	条件が合えば開設したい (家屋・職員確保・経営)	現時点では開設の意向は無い
0施設(0%)	15施設(33%)	31施設(67%)

## (3) 事業者型ファミリーホームを開設するにあたり、現時点での課題点・問題点と思われること

人材確保(任せられる職員・住み込みが出来る職員)・体制整備等	21施設(46%)
6人の子供と職員が住み込み出来る家屋の確保	9施設(20%)
グループホームや小規模グループケア以上のメリットが感じられない	5施設(11%)
就業環境・雇用・労働条件の整備	4施設(8%)
その他	7施設(15%)

## 2 法人型ファミリーホームの伸び悩み

小規模住居型児童養育事業の制度が発足した平成21年4月以降の約5年間で、法人型ファミリーホームの開設は2か所である。※いずれも、自立援助ホーム事業を行っているNPO法人

## III ファミリーホームの設置促進に向けて

## 1 厚生労働省の取組

平成23年1月に設置した「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」に、平成25年度から「ファミリーホームの設置運営の促進ワーキンググループ」を設置し、ファミリーホーム設置の具体例や工夫などを収集し、留意すべき点等を整理し、設置のためのマニュアルを作成するとともに、設置類型毎の事例を収集し、とりまとめを行っている。

## [調査・検討事項]

- ・それぞれのファミリーホームの設置経緯と運営状況等
- ・ファミリーホームの3つの類型別の運営分析
- ・整備促進方策
- ・ファミリーホームについても、養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で支援を推進すること

## 2 都の取組

積極的な制度周知や働きかけを行うとともに、都として必要な対応策を検討する。

## [具体的な検討内容]

- ・大都市におけるファミリーホーム設置促進策 ※社会的養護の1/3を家庭養護とするために
- ・ファミリーホームの養育者の研修充実、里親支援と同様の支援体制の充実